

新居浜工業高等専門学校図書館グループ学習室使用細則

平成22年7月13日細則第1号

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校図書館規程第18条及び第23条の規定に基づき、新居浜工業高等専門学校図書館グループ学習室（以下「学習室」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第2条 学習室は、次の3室から成る。

- (1) 学習室1（西側，収容人数20名）
- (2) 学習室2（中央，同12名）
- (3) 学習室3（東側，同12名）

(使用の範囲)

第3条 学習室は、次の各号に掲げる場合に使用することができる。

- (1) 教員等による授業
- (2) 学生4名以上での学習
- (3) 図書館運営に関すること。
- (4) その他図書館長が認めた場合

2 学習室は、隣り合う学習室若しくは全3室を1室として利用することもできる。

(使用の手続き)

第4条 前条第2号及び第4号に該当する場合の使用は、別紙様式の「グループ学習室使用許可願（以下「許可願」という。）」を図書・情報係に提出しなければならない。

(使用の優先順位)

第5条 使用時間帯が重複する場合は、第3条第1号を最優先し、その他については、図書・情報係において適宜調整を行う。

(使用期間等)

第6条 使用期間は、図書館開館時間に準ずる。ただし、図書館長が認めた場合はこの限りでない。

2 使用時間は、第3条第1号及び第2号においては授業時間を限度とする。その他については図書・情報係において適宜決定する。

(遵守事項)

第7条 使用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。違反した場合又は指示に従わなかった場合は、使用許可を取り消す。

- (1) 許可願に虚偽の記載をしないこと。
- (2) 目的外には使用しないこと。

- (3) 使用時間を厳守すること。
- (4) 騒音・喧騒・飲食・携帯電話の通話等他の者に迷惑のかかることはしないこと。
- (5) 設備・備品等が無断で所定の場所から移動させないこと。
- (6) 設備・備品等は十分注意して取り扱うこととし，使用中に破損，汚損または亡失したときは，速やかに図書・情報係に届け出なければならない。
- (7) 使用後は，清掃及び整理整頓するとともに，当該施設の戸締まり及び消灯を確実に
行うこと。

附 則

この細則は，平成22年7月13日から施行し，平成22年4月1日から適用する。

附 則

この細則は，平成25年11月8日から施行し，平成25年4月1日から適用する。

(別紙様式)

図書館長	図書係員

グループ学習室使用願(一般)

令和 年 月 日

図書館長 殿

使用申込者氏名

下記のグループ学習室を使用したいので、ご使用の許可を下さるようお願いいたします。

使用団体名称	
使用理由	
使用人数	名
使用するグループ学習室	・ 第1 ・ 第2 ・ 第3 ・ 第1と第2 ・ 第2と第3 ・ 第1・第2・第3
使用日時	令和 年 月 日() 時 分 ~ 時 分

————— き ——— り ——— と ——— り ——— 線 —————

グループ学習室使用許可書

使用団体名	他 名
使用するグループ学習室	
使用日時	令和 年 月 日() 時 分 ~ 時 分
備考	

令和 年 月 日

新居浜工業高等専門学校図書館長

印

グループ学習室使用願 (学生用)

令和 年 月 日

図書館長 殿

使用申込者

年 科 組 氏名

下記の要領にてグループ学習室を使用したいので、ご使用を許可下さるようお願いいたします。

記

使用理由										
使用するグループ 学習室(いずれかを○で囲む)	・ 第1		・ 第2		・ 第3					
	・ 第1と第2		・ 第2と第3		・ 第1・第2・第3					
使用日時	令和 年 月 日() 時 分 ~ 時 分									
使用者 一 覧		学 年	学 科	ク ラ ス	氏 名		学 年	学 科	ク ラ ス	氏 名
	1					11				
	2					12				
	3					13				
	4					14				
	5					15				
	6					16				
	7					17				
	8					18				
	9					19				
	10					20				

(注意) ※学習目的以外に使用することは出来ない。

使用日時は図書館開館日の

(1) 8:50~10:20 (2) 10:35~12:00 (3) 12:45~14:15 (4) 14:25~15:55

(5) 16:05~19:45

の時間帯で90分を超えることは出来ない。(5)は長期休業中は使用不可